平成２２年（フ）第１７４号
相模原市中央区田名塩田３丁目３番３―601号
債務者　藤田　由佳
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７８号
相模原市中央区下九沢64番地７　アリスハイム２番館202号
債務者　伊従　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１８１号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目25番36号　メゾンスターフィールド201号
債務者　浅野　謙介
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１８６号
相模原市南区松が枝町18番12号松が枝ビル402
債務者　和田載淑こと　李　　載淑
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２２８号
静岡県富士宮市大岩71番地の６
債務者　前嶋　弘貴
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４７号
静岡県富士宮市羽鮒774番地の９、前住所静岡県富士市富士見台４丁目１番地
債務者　風間　茂樹
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５５号
静岡県富士市伝法3187番地の１　深沢アパートＣ―２号、前住所静岡県富士市吉原４丁目25番１号
債務者　久保田　實
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５６号
静岡県富士市伝法3187番地の１　深沢アパートＣ―２号、前住所静岡県富士市吉原４丁目25番１号
債務者　久保田末子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６６号
静岡県富士市伝法2401番地の２　エンゼルハイム伝法604、前住所静岡県富士市三ツ沢577番地の１
債務者　鈴木御記子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２７９５号
大阪府豊中市上新田４丁目16番１―10号
債務者　岩﨑　善代
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８４７号
大阪市東淀川区豊里７丁目11番18号アグライア豊里602号
債務者　下澤　純二
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７６号
横浜市港南区日野４丁目50番12号　メゾンドアライＣ　202
債務者　岩崎美由紀
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３２号
横浜市中区山下町92番地５　グランド・ガーラ横濱山下町607号室
債務者　古谷　吉範
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８１号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目22番地２　グリーンハイツカドＣ　102号室
債務者　寺尾　真一
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部